

災害時における緊急輸送等に関する協定書

(趣旨)

第1 この協定は、風水害及び地震等の災害時において、高知県知事（以下「知事」という。）が、高知県ハイヤー・タクシー協議会（以下「協議会」という。）に対し行う緊急輸送等の要請に関し、必要な事項を定める。

(緊急輸送等の対象)

第2 この協定における緊急輸送等の対象は、次に掲げるものとする。

- (1) 災害に伴う傷病者の輸送
- (2) 応急対策に必要な人員及び機材の輸送
- (3) 災害の状況、被害情報の収集
- (4) その他知事が必要と認めるもの

(要請)

第3 知事は、協議会に対して次に掲げる事項を明示して、緊急輸送等の要請を書面にて行う。ただし、緊急を要する場合は電話等により要請し、事後に書面を提出するものとする。

- (1) 緊急輸送を要する理由
- (2) 輸送する人員数等
- (3) 乗車（積み込み）場所及び降車（降ろし）場所
- (4) 災害の状況、被害情報を収集する地域
- (5) その他参考となる事項

(実施)

第4 協議会は、知事から緊急輸送の要請を受けたとき又は協議会が緊急輸送等の必要性を認知した時は、公共輸送機関としての責務を十分に自覚し、やむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して実施するものとする。

(報告)

第5 協議会は、緊急輸送を実施した場合は、速やかに知事に対し書面により報告するものとする。

ただし、緊急を要する場合は電話等により報告し、事後に書面を提出するものとする。

(経費負担)

第6 運賃については災害に伴う傷病者の輸送、応急対策に必要な人員及び機材の輸送、その他知事が必要と認めるものの他は、協議会の負担とする。

(補償)

第7 当該緊急輸送に従事し負傷等により損害を受けた者は、次に掲げる場合を除き、「災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例（平成10年3月30日条例第3号）」に規定する従事者として、同条例に規定する損害補償の適用を受ける。

(1) 従事者の故意又は重大な過失による場合

(2) 当該損害が第三者の行為による場合

(3) 当該損害につき損害につき損害保険契約により、給付を受けることができる場合

(連絡責任者)

第8 この協定に関する連絡責任者は、知事においては産業振興推進部運輸政策課長、協議会においては専務理事（事務局長）が従事する。

(雑則)

第9 この協定に関し、必要な事項は双方で協議のうえ定め必要に応じ逐次改訂する。

付則

本協定は 平成21年12月11日から施行する。

平成21年12月11日

高知県知事

■

高知県ハイヤー・タクシー協議会会長

■